

妊娠中の胎児超音波検査についての説明

妊娠中の超音波検査は予定日の確認や赤ちゃんの成長、胎盤の位置、子宮や卵巣の異常などを調べるためのものです。当院では妊婦健診で行う超音波検査に加えて、超音波検査士（日本超音波学会認定）による、「胎児超音波スクリーニング検査」を妊娠 24 週から 25 週（里帰り分娩の方は初回受診時）で行います。

～超音波検査で分かること～

胎児の心臓の動き、胎児の数、胎児の性別、子宮内の位置、羊水量、胎盤の位置、胎児の発育などがわかります。

～妊婦健診時の超音波検査の種類について～

1. 通常の妊婦健診時の超音波検査:

妊娠初期には胎児の大きさによって分娩予定日を決定します。妊娠中期以降は、胎児の心拍や胎位（頭が下なのか、逆子なのか）の確認、胎児の推定体重、羊水量の確認をします。

2. 胎児超音波スクリーニング検査:

胎児の頭部、顔面、脊椎、胸腹部（肺、心臓、胃、腸管、腎臓、膀胱など）、四肢などに異常がないかどうかを観察します。また、胎盤、臍帯、羊水などの異常も詳しく観察します。1 回の検査で、概ね 15 分～30 分間を要します。

胎児の超音波検査は赤ちゃんの向きや母体腹壁の厚み、羊水量が少ない場合、病変の小ささなどにより、観察したい部位の評価が行えないこともあります。

～超音波検査では分からないこと～

一般的には超音波スクリーニング検査での胎児異常の発見率はほぼ半数と報告されていますが、出生後に見つかるケースも少なくありません。

例として、ダウン症、脳性麻痺、口蓋裂、鎖肛などは超音波検査で確定することは困難です。

出生前に異常が判明した場合、ご心配や悩みに直面することになりますが、事前にわかることで心の準備期間が持てるとともに、さらに詳しい精密検査を行ったり、分娩施設の選択や出生直後の赤ちゃんへの早急で的確な対応が可能となります。

当院では胎児に異常が見つかった際には患者様にお知らせすることを基本としていますが、胎児の異常や性別について別紙の同意書にてお知らせください。

なお、この同意書を提出された後で、それを修正したい場合は、いつでも担当医にご相談下さい。

恵愛みらいクリニック 院長

村上 弘一 印

妊娠中の胎児超音波検査について(同意書)

1) 胎児の異常について、下記に☑を入れてください。

- 胎児の異常について知りたい
- 胎児の異常について知りたくない

2) 性別について、下記に☑を入れてください。

- 教えてほしい
- 教えてほしくない

・検査結果説明については、検査医師または外来担当医に一任します。

・上記の希望があっても、妊娠、分娩、産後における母子の安全な管理のために検査について説明せざるを得ない場合があることを承知します。

以上の内容を十分に理解しました。胎児超音波検査を受けることを希望します。

令和 年 月 日

妊婦氏名 _____